



鳥取県公報

令和6年12月24日（火）
号外第104号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 議会規則 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則（4）（議事・法務政策課）・・・2
- ◇ 議会告示 鳥取県議会委員会傍聴規程の一部改正（6）（〃）・・・4
鳥取県議会個人情報保護条例施行規程の一部改正（7）（〃）・・・6

議 会 規 則

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

鳥取県議会規則第4号

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴券)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u></p> <p><u>4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(5) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(6) <u>その他会議を妨害するおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第4号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(傍聴券)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u></p> <p>(5) <u>笛、らっば、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>その他議事を妨害するおそれがあると認められる者</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

<p>(3) <u>議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u></p>	<p>(3) <u>はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、コート、えり巻又はげたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>携帯電話その他音声を発する機器を作動させないこと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第6号

鳥取県議会委員会傍聴規程（平成24年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月24日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ビラ、幕、たすきその他の委員会の会場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に規定する物のほか、委員会の運営を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(5) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第4号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p><u>3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>委員会の会場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>その他委員会の運営を妨害し、又は他の傍聴</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u></p> <p>(5) <u>笛、らっぱ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、コート、えり巻又はげたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由による場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>携帯電話その他の音声を発する機器を作動させないこと。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の運</u></p>

人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

営の妨害となるような行為をしないこと。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

鳥取県議会告示第7号

鳥取県議会個人情報保護条例施行規程（令和5年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月24日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(本人に対する通知等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(本人に対する通知等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～7 略</p>

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 略

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第20条第2項、第29条第5項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～5 略

様式第1号（第9条関係）

個人情報開示請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 略

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第20条第2項、第29条第5項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～5 略

様式第1号（第9条関係）

個人情報開示請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号
住所
氏名
連絡先（電話番号）

略

※ 略

略

注1 略

2 開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）も併せて添付してください。

3～5 略

様式第2号（第12条関係）
個人情報開示決定通知書
第 号
様
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鳥取県議会個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので通知します。
年 月 日
鳥取県議会議長

略

注1 略

2 略

3 開示の当日は、開示を受ける者が開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を持参してください。

4・5 略

様式第3号（第12条関係）
個人情報部分開示決定通知書
第 号
様
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鳥取県議会個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

年 月 日

請求者 郵便番号
住所
氏名
連絡先（電話番号）

略

※ 略

略

注1 略

2 開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）も併せて添付してください。

3～5 略

様式第2号（第12条関係）
個人情報開示決定通知書
第 号
様
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鳥取県議会個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので通知します。
年 月 日
鳥取県議会議長

略

注1 略

2 略

3 開示の当日は、開示を受ける者が開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を持参してください。

4・5 略

様式第3号（第12条関係）
個人情報部分開示決定通知書
第 号
様
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、鳥取県議会個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

年 月 日

鳥取県議会議長

略

注1 略

2 略

3 開示の当日は、開示を受ける者が開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を持参してください。

4～6 略

(教示)

1・2 略

様式第9号（第19条関係）

個人情報訂正請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所

氏名

連絡先（電話番号）

略

※ 略

略

注1 訂正請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）も併せて添付してください。

2 略

様式第12号（第21条関係）

個人情報利用停止請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所

氏名

年 月 日

鳥取県議会議長

略

注1 略

2 略

3 開示の当日は、開示を受ける者が開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を持参してください。

4～6 略

(教示)

1・2 略

様式第9号（第19条関係）

個人情報訂正請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所

氏名

連絡先（電話番号）

略

※ 略

略

注1 訂正請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）も併せて添付してください。

2 略

様式第12号（第21条関係）

個人情報利用停止請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号

住所

氏名

連絡先（電話番号）	連絡先（電話番号）
略	略
※ 略	※ 略
略	略
<p>注1 利用停止請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、<u>個人番号カード</u>等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）も併せて添付してください。</p> <p>2 略</p>	<p>注1 利用停止請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）も併せて添付してください。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年12月24日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の鳥取県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の鳥取県議会個人情報保護条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。